

# 規制対象事項チェックリスト

## 108 フォークリフト

1. フォークリフトを使用して作業を行う場合、作業の安全を図るため、事前に運行経路や作業方法等について検討し、作業計画を定め、その計画により作業している。
2. フォークリフトを使用して作業を行う場合作業の安全を図るため、事前に運行経路や作業方法等について検討し、作業計画を定め、その計画により作業している。また、作業するときは、作業指揮者を指名し、その者に作業計画に基づき作業の指揮をさせている（単独で作業する場合を除く）。
3. 最高速度が毎時 10 キロメートルを超える作業においては、作業場の地形、地盤の状態等に応じ、適正な制限速度を設けている。
4. 運行中構内通路端の側溝に車輪を落とすことのないよう運行経路において、[1]必要な幅員を保持する、[2]地盤の不同沈下を防止すること、[3]路肩の崩壊を防止し、また必要な場合ガードレールの設置等の措置を講じている。
5. 路肩、傾斜地等で使用する作業においては、誘導者を配置して作業を行っている。
6. 運転中のフォークリフトまたはその荷に接触することにより職員に危険が生じるおそれのある箇所には、職員を立ち入らせていない（誘導者を配置している場合を除く）。
7. 誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせている。
8. フォークまたはこれらにより支持されている荷の下に職員を立ち入らせていない。
9. 荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載している。
10. 運転者が運転位置を離れるときは、運転者は、荷役装置を構造上降下させることができる最低の位置に置いている。
11. 運転者が運転位置を離れるときは、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためブレーキを確実にかけている。
12. 所定の資格をもつ者に運転させている。
13. 前照灯および後照灯を備えたものを使用している。
14. 所定のヘッドガードを備えたものを使用している。
15. バックレストを備えたものを使用している。
16. 荷役運搬作業に使用するパレット等は、十分な強度を有するもの等を使用している。
17. フォークリフトを運転する場合は、許容荷重その他の能力を超えて使用していない。
18. フォークリフトの構造面の安全を確保するため、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、所定の項目について特定自主検査を行い、その結果について、所定の事項を記録

し、3年間保存している。

19. 1 カ月を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、所定の項目について自主検査を行い、その結果について所定の事項を記録し、3年間保存している。
20. その日の作業を開始する前に、所定の項目について点検を行っている。
21. 自主検査・点検において、異常を認めたときは、直ちに補修等の措置を行っている。 し  
ている。